

津和野町高齢者RSウイルス任意予防接種助成事業実施要綱をここに公布する

令和8年8月14日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第64号

津和野町高齢者RSウイルス任意予防接種助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、RSウイルス感染症の発症及び重症化の予防を図るため、任意接種であるRSウイルス感染症の予防接種(以下「予防接種」という。)に要する費用の一部を助成することにより、町民の心身の健康を増進し、経済的な負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、予防接種を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 満65歳以上の者であること。
- (3) 過去にこの告示の規定による助成を受けていないこと。

(実施方法)

第3条 町長は、実施に当たっては、予防接種に協力することを承諾した医療機関(以下「実施医療機関」という。)に委託し、又は依頼して実施するものとする。

(助成金及び助成回数)

第4条 助成金は、予防接種1回につき、10,000円を助成するものとし、助成回数は、助成対象者1人につき1回とする。

(報告及び請求)

第5条 実施医療機関は、予防接種を実施した場合、津和野町高齢者RSウイルス任意予防接種実施報告兼請求書(様式第1号)を翌月の10日までに町長に提出しなければならない。

2 実施医療機関以外の医療機関で予防接種を受け、当該費用を実施医療機関に支払った場合は、被接種者が津和野町高齢者RSウイルス任意予防接種請求書(様式第2号)を町長に提出する。

3 町長は、第1項及び前項による請求を受けたときは、その内容を審査し、30日以内に実施医療機関又は被接種者に支払うものとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、申請者が虚偽の申請や不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合には、交付した助成金について返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

津和野町高齢者RSウイルス任意予防接種実施報告兼請求書

年 月 日

津和野町長 様

所 在 地
実施機関名
代表者氏名

印

年 月分の高齢者RSウイルス任意予防接種委託料を下記
のとおり請求します。

接種費用の区分	1件あたり費用	接種件数	合計金額
未 接 種 者 (診察の結果接種を見合わせた)	2,490 円	件	円
助 成 対 象 者	10,000 円	件	円
合 計		件	円

【振込先】

金 融 機 関	銀行・金庫・組合	本店・支店
口座名義人		
口 座 番 号	(普通) No.	

様式第2号（第5条関係）

年度 津和野町高齢者RSウイルス任意予防接種請求書

年 月 日

津和野町長 様

住 所 津和野町
氏 名

高齢者RSウイルス任意予防接種を、下記のとおり接種しましたのでこれにかかる費用を請求します。

記

1 接種日 年 月 日

2 請求金額 _____円

【添付書類】

- (1) 高齢者RSウイルス任意予防接種済証（写し）
- (2) 高齢者RSウイルス任意予防接種に要した費用の領収書（写し）

3 振込先

金融機関	銀行・金庫・組合	本店・支店
口座名義人		
口座番号	(普通) No.	

※決済 課長	受付	接種医療機関	助成決定額	支給	入力
			円		